

正 誤 表

ページ	正	誤																
<p>P4</p> <p>P12 (改正案)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="349 459 564 635">位 置</td> <td data-bbox="564 459 1151 635"> <p>芦屋市平田町，平田北町，川西町，前田町，月若町，緑町，松浜町，浜芦屋町，精道町，公光町，業平町，松ノ内町，西山町，山芦屋町，松ノ内町，東芦屋町，山手町，奥山の各一部</p> </td> </tr> </table>	位 置	<p>芦屋市平田町，平田北町，川西町，前田町，月若町，緑町，松浜町，浜芦屋町，精道町，公光町，業平町，松ノ内町，西山町，山芦屋町，松ノ内町，東芦屋町，山手町，奥山の各一部</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1182 459 1397 635">位 置</td> <td data-bbox="1397 459 1984 635"> <p>芦屋市平田町，平田北町，川西町，前田町，月若町，緑町，松浜町，浜芦屋町，精道町，公光町，業平町，松ノ内町，<u>月若町</u>，西山町，山芦屋町，松ノ内町，東芦屋町，山手町，奥山の各一部</p> </td> </tr> </table>	位 置	<p>芦屋市平田町，平田北町，川西町，前田町，月若町，緑町，松浜町，浜芦屋町，精道町，公光町，業平町，松ノ内町，<u>月若町</u>，西山町，山芦屋町，松ノ内町，東芦屋町，山手町，奥山の各一部</p>												
位 置	<p>芦屋市平田町，平田北町，川西町，前田町，月若町，緑町，松浜町，浜芦屋町，精道町，公光町，業平町，松ノ内町，西山町，山芦屋町，松ノ内町，東芦屋町，山手町，奥山の各一部</p>																	
位 置	<p>芦屋市平田町，平田北町，川西町，前田町，月若町，緑町，松浜町，浜芦屋町，精道町，公光町，業平町，松ノ内町，<u>月若町</u>，西山町，山芦屋町，松ノ内町，東芦屋町，山手町，奥山の各一部</p>																	
<p>P58</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="362 751 409 1098" rowspan="2">建築物の形態意匠の制限</td> <td data-bbox="409 751 456 1098" rowspan="2">項目別基準</td> <td data-bbox="456 751 504 1098" rowspan="2">大規模建築物</td> <td data-bbox="504 751 607 882">屋根・壁面</td> <td data-bbox="607 751 1151 882">4 側面、<u>背面</u>の意匠についても，周辺と調和したものとする。こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 882 551 1098">色彩</td> <td data-bbox="551 882 607 1098">外壁</td> <td data-bbox="607 882 1151 1098">2 上記にかかわらず，アクセントとなるポイントや商業、<u>業務</u>地区の低層部分などでは，色彩の演出に工夫する。また，高層建築の中高層部分は，特に低彩度とすること。</td> </tr> </table>	建築物の形態意匠の制限	項目別基準	大規模建築物	屋根・壁面	4 側面、 <u>背面</u> の意匠についても，周辺と調和したものとする。こと。	色彩	外壁	2 上記にかかわらず，アクセントとなるポイントや商業、 <u>業務</u> 地区の低層部分などでは，色彩の演出に工夫する。また，高層建築の中高層部分は，特に低彩度とすること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1196 751 1243 1098" rowspan="2">建築物の形態意匠の制限</td> <td data-bbox="1243 751 1290 1098" rowspan="2">項目別基準</td> <td data-bbox="1290 751 1337 1098" rowspan="2">大規模建築物</td> <td data-bbox="1337 751 1440 882">屋根・壁面</td> <td data-bbox="1440 751 1984 882">4 側面・<u>背面</u>の意匠についても，周辺と調和したものとする。こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1337 882 1384 1098">色彩</td> <td data-bbox="1384 882 1440 1098">外壁</td> <td data-bbox="1440 882 1984 1098">2 上記にかかわらず，アクセントとなるポイントや商業・<u>業務</u>地区の低層部分などでは，色彩の演出に工夫する。また，高層建築の中高層部分は，特に低彩度とすること。</td> </tr> </table>	建築物の形態意匠の制限	項目別基準	大規模建築物	屋根・壁面	4 側面・ <u>背面</u> の意匠についても，周辺と調和したものとする。こと。	色彩	外壁	2 上記にかかわらず，アクセントとなるポイントや商業・ <u>業務</u> 地区の低層部分などでは，色彩の演出に工夫する。また，高層建築の中高層部分は，特に低彩度とすること。
建築物の形態意匠の制限	項目別基準				大規模建築物	屋根・壁面	4 側面、 <u>背面</u> の意匠についても，周辺と調和したものとする。こと。											
		色彩	外壁	2 上記にかかわらず，アクセントとなるポイントや商業、 <u>業務</u> 地区の低層部分などでは，色彩の演出に工夫する。また，高層建築の中高層部分は，特に低彩度とすること。														
建築物の形態意匠の制限	項目別基準	大規模建築物	屋根・壁面	4 側面・ <u>背面</u> の意匠についても，周辺と調和したものとする。こと。														
			色彩	外壁	2 上記にかかわらず，アクセントとなるポイントや商業・ <u>業務</u> 地区の低層部分などでは，色彩の演出に工夫する。また，高層建築の中高層部分は，特に低彩度とすること。													